

(仮称) 篠山市農都創造条例・農都創造計画 第3回検討委員会

1 附属機関等の会議の名称

(仮称) 篠山市農都創造条例・農都創造計画 検討委員会

2 開催日時

平成26年7月28日(月) 10時00分から12時00分

3 開催場所

篠山市民センター 研修室5

4 検討内容

1. 開会

<報告事項>

2. 市民アンケート結果(速報)について

岸野係長より説明(資料1を参照)

1 ページ目

配布数: 農業者596通、消費者622通。

回答数: 農業者357通、回収率60%

消費者282通、回収率45%

農業者(2ha以上の農業経営者): 138経営者に配布。

回答数83通、回収率60%。

2 ページ目

アンケートの「市の施策として農業振興には何が大事だと思いますか」という質問に対し、2ha未満の農業経営者では、1番目は耕作放棄地(遊休農地)の解消、2番目は担い手・後継者の確保・育成(集落営農を含む)、3番目は主要品目の産地強化・ブランド化の推進、4番目は水路・農道・ほ場などの基盤整備、5番目は伝統作物や伝統野菜の発掘の順となった。また、2ha以上の農業経営者では、1番目は鳥獣害対策、2番目は担い手・後継者の確保・育成(集落営農を含む)、3番目は農産物の販路確保、4番目は水路・農道・ほ場などの基盤整備、5番目は営農支援の窓口整備と安全・安心な農産物生産の順という速報結果になった。細かい結果については、次の会で集計結果を示して、これからの計画づくりに反映していきたいと考えています。

### 3 ページ目

『「アグリプラン 21 による指標」と 25 年度末実績』と題し、25 年度末として簡単に表にまとめ、総括については、アンケート結果と一緒に進めていきたいと思っています。

項目は 6 つに分け、1 つ目の「農地保全と活用」の項目では、「農村景観の保全」「鳥獣害防護策」「農地・水・環境保全対策」の項目があり、「農村景観の保全」では平成 23 年に景観条例が制定され、「鳥獣害防護柵」については、238km の目標を大きく上回る 357km に達し、平成 25 年度末では 95 組織に参加していただいております。以下資料にまとめさせていただきます。

### 3. 市民アンケート結果（速報）についての質疑応答

質問①：2ha 未満と 2ha 以上に分けた基準は？会社勤めをしていますが、しようと思えばできる面積でもある。

回答①：5ha 未満、5～10ha、10～15ha、15ha 以上の 4 区分に分け、面積に応じた区分分けの集計をできるのではないかと思います。

質問②：2ha 未満の農業経営者で、「耕作放棄地（遊休農地）の解消」をしたくても、担い手・後継者がいないことや、体力的な問題等で耕作放棄地が目立ってきている。耕作放棄地を少しでも減らせるように、高齢者自身がやる気を出せる施策というのを条例の中に盛り込む必要があるのではないか。

回答②：施策を条例に盛り込んだとしても、体力的な問題もあり、解決しない。耕作放棄地が目立ってきた要因としては、戦後、農地改革で地主が全ての土地を全部取られた経験があり、その苦い経験を持っているがために、貸したら返ってこないと思っている人もいる。「市や県に貸して、そこから、借りたい人に預けるといことなので、安心です。」ということもわかしてもらえたら、減らせる可能性がある。自分の田んぼは売りたいくないという人の中にも耕作放棄地があり、それが目立ってきている。大規模農家では、少々荒れている田んぼでも耕作しますとあって、しているからあまり目立っていない。

質問③：アンケート結果（速報）に対して、年齢層が出てきていない。高齢になり自分の体がついていかないために、耕作放棄地が増えているのか、わからない。

回答③：アンケート結果をさらに農業センサスと照らし合わせながら進めていきます。

質問④：耕作放棄地や後継者不足が増えてきている。

回答④：耕作放棄地は集落によって、色々な守り方があり、その集落でいろんな面で行っていることがある。後継者不足も関わっていると思います。後継者もお金にならないのでしたがるな

い。集落によって色々なやり方があるので、集落営農が「定年になったから農業をしてみたい」という人に対して、すぐにできるような状態にしていけたらと思います。

#### <協議事項>

#### 4. 篠山市農都創造条例について

- ・ 条例自体、前のほうが親しみがあつたように個人的に思う。
- ・ 前の前文と比べると、簡単に言えば難しくなった印象がある。
- ・ 言葉を変えただけで、都会色の篠山になってしまっている。
- ・ 前文からは農地や農業が一年間で変わり行く姿が見えてこないし、想像ができない。
- ・ 黒大豆、黒枝豆などの特産物を条例にどこまで記載するか
  - ① 「黒大豆、黒枝豆、山の芋など」の表現で良いのではないか。
  - ② 「黒大豆」「山の芋」は種類として丹波篠山が原種をもっているのに、在来種を保存するためにも、生産量が減ろうが、「黒大豆、山の芋など」という表現にすべきだと思います。
  - ③ この条例を作る理由としては、山の芋だと生産量が減ってきている等、近年の問題点があるのだからというのがこの条例をつくる一つの理由ではないのかなと思っています。問題点を前文にて触れてほしいと思います。
  - ④ 特産品を記載しようとするときりがないので、2つか3つくらいでしぼったほうが良いのではないか。

2009年に東京、愛知、大阪で行った「篠山市の名産品・特産物を購入した経験がありますか」というアンケート結果

第1位 黒豆 43.9%

第2位 黒枝豆 23.6%

第3位 丹波栗 19.6%

第4位 大納言小豆 8.7%

第5位以下は丹波松茸、丹波焼（立杭焼）、猪肉（ぼたん鍋）、山の芋3.0%の順。

・ 東京のみでは、

第1位 黒豆 36.4%

第2位 丹波栗 14.6%

第3位 黒枝豆 11.6%

第4位 大納言小豆 9.0%

ちなみに山の芋は1.7%。「山の芋」は地方によって呼び方が、「やまと芋」や「つくね」と呼ばれていたりしているので、「山の芋」というのが統一名称ではなかったり、家庭での消費が少ないのが、理由だと考えられる。

## 5. 篠山市農都創造条例についての質疑応答

質問①：四季を通じて農作物の色が変わってゆく姿や生命力を、「文学」の世界になってしまうが、どうにかして入れることはできないか。前の前文は「篠山の景観」という表現のような感じがした。「四季の彩りの変化」や「四季折々に違う顔を見せる」ことなどで、「生命力を感じさせる。」という表現でもいいのではないか。

回答①：前の前文は、お城や歴史が中心になっていて、本当の「農都創造条例」というのは、福住などの重伝建地区（重要伝統的建造物群保存地区）の歴史的な遺産と共にわれわれが守ってきた農村の景観というのが大事であると思い、前の前文があまりにも城下町というのに固執していたために、本当の「農村の景観」というのが、表現できていなかったために、歴史的な分を削除しました。質問にもあった、「四季を通じて、色が変わっていく姿」というのが大事だという表現にすると、「文学」の世界になってしまうのかなと思います。

質問②：「農」と「農都」の表現の違いはあるのか。

回答②：「農都宣言」をした理由としては、篠山は農業が基幹産業であり、「農（のう）の都（みやこ）」ということであり、「同義語」であります。「農業の都」という言い方にすると、他の市町村から「篠山よりは自分のところが農業の都だ。」という議論が出てくることもあります。「農」の中には農業生産や、農村の景観、農村の暮らしや文化などを含めて、「農」という表現にしている。農業は「農の都」の一部になります。「条例」と「宣言」では、ニュアンスが違ってくるかもしれないが、一緒でも良いと思います。

質問③：条例の前文には「農（のう）の都（みやこ）」という表現はあるが、「農都（のうと）」という表現はない。「農都（のうと）」と「農（のう）の都（みやこ）」の違いは何か。

回答③：市の中で、「農都（のうと）」と「農（のう）の都（みやこ）」と使い分けている場合があると思うので、協議します。

質問④：前文の2行を書き直してはどうか。耕作放棄地や後継者不足について、なくしていこうということが見えない。

回答④：入れ方の問題もあるが、この2行だけが否定論で、他の行は「頑張ろう」という表現になっています。課題を並列で表記して、「色んな課題を抱えています」、という表現にして、「農都宣言」をしたので、「この課題を解消させるために、この条例をつくりました」という表現で肯定をしないと、他の行に比べて、異質に見えたのです。入れる場所の問題や、記載する内容が「高齢化・後継者不足」にするか、抽象的な表現にとどめてしまうかにしていきたい。文章の再整理を含め、「後継者の育成」という表現を使うか、市民を含めて

多様な人が『「農の都」の創造や形成』などで参画するような大きく捉える表現にして書き直します。市内の現状を指すのか、篠山の黒大豆の在来種を残していけるような、「世の中こういう世界になりながらも、篠山市としてはこういうことをできます。」という表現にしていきたいと思っています。あまりネガティブなことは書かずに、世界の状況を指して、篠山の特色を生かす表現にしていきたいと思っています。

質問⑤：後継者不足を解消する考え方で、自分の子どもや孫という考え方があり、新規就農やIターン、Uターンを受け入れる体制を整えることが後継者不足を解消するきっかけではないのか。

回答⑤：農業がしたいという人があれば、受け入れることはしている。行政としてどのような支援ができるかという課題がある。収入面においても、課題が残る。

質問⑥：前文の中で最後の「特色ある地域づくり」を説明するものが、わかりにくい。

回答⑥：検討します。

質問⑦：第4条の「意欲ある担い手の育成」で高齢者のことは出てこなくて、これから高齢者が増え続けていくことで施策としては一番大事なことのひとつではないのかなと思う。「担い手」という表現も後継者や一定の要件を備えた人というイメージの捉え方になりがち。

回答⑦：第4条の「意欲ある担い手の育成」は篠山で農業をしたいという人全てが「意欲ある担い手」であり、定年後で農業をしている人にとってはそのことは思っていないかもしれない。「担い手」といっても高齢者の方でも対象になる。

質問⑧：第6条「魅力的な農業の維持のための後継者を確保する」の「後継者」を「意欲ある農業者」に変えてはどうか。「農産物の生産と供給」は「生産」か「供給」のどちらかにしてはどうか。

回答⑧：第6条自体要検討します。

質問⑨：第7条の「農業団体」は誰を指しているのか。

回答⑨：「農協」、「土地改良」、「共済組合」など外部の農業団体をさします。「市」や「農会」は入らない。

質問⑩：第9条の中に事業者の役割の中で「農村の維持活動に理解を深める」、市民の役割で「農村の維持活動に参画を行うもの」という2つの意味は？

回答⑩：第9条の市民の役割は、「農地・水」の事業や、地域のお祭りなどへの参加、広い意味での活動をさして、「参画を行う」という表現でいいのかなということもあった。

以下の質問は回答なし

- ・第1条で「農村地域の発展」が、第6条や第9条に「農村の発展」が使われているが、違いはあるのか。
- ・第3条3番についての意味は？
- ・第4条の「農地のXXと利用」で、「活用」を「利用」に変えたのは？
- ・第5条の「総合的な振興計画を策定し、計画的に実施しなければならない」というのは農業従事者だけなのか、「進捗状況を市民と情報共有しなければならない」という形で市民全体に対して、この条例を用いて、共有していくような文章にしていけたらいいのではないか。

## 6. その他

次回： 視察研修（第4回） 平成26年 8月 6日（水） 8時50分～  
第5回 平成26年 9月下旬

## 7. 閉会

## 5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開